号外第93号

平成二十三年十月十九日

公

県

規

則

目

次

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

規 則

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村 井 嘉

浩

තූ

○宮城県規則第八十二号

宮

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則 (平成二十一年宮城県規則第八十三号)の 一部

を次のように改正する

題名を次のように改める。

サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧に関する規則

第一条中「第九条」を「第十条」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿」を「サービス付き高齢者

向け住宅登録簿」に改める。

則

この規則は、 平成二十三年十月二十日から施行する。

訓 令 甲

(1)

行

城

宮 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

入 (住 事 宅 課 課 ページ のに限る。 規約の変更の許可

高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する次のこと。

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 (第五条

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否 (第八条)

登録事項の変更の登録 (第九条)

八

登録事業者の地位の承継の登録(第十一条)

朩 登録事業の登録の抹消 (第十三条

登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問(長寿社会政策課長の専決事項に係る

ものを除く。) (第二十四条)

登録事業の登録の取消し (第二十六条)

登録事項の訂正等の指示 (第二十五条)

チ

IJ 所在不明者等の登録の取消し (第二十七条) ○宮城県訓令甲第三十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める

平成二十三年十月十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程 (昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号) の一部を次のように改正する

別表第一市町村課長の専決事項の項第一号を次のように改める

地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十一条の三第一項の規定による市町村の組合の

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項に次の一号を加える

による登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問 (高齢者生活支援サービスに係るも 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号)第二十四条第一項の規定

同号リ中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同号リを同号へとし、同号ヌ中「第七十三条」を 同号中ホからトまでを削り、同号チ中「第六十二条」を「第五十八条」に改め、同号チを同号ホとし、 同号八中「第二十六条」を「第三十七条」に改め、同号二中「第二十七条」を「第三十八条」に改め、 同号イ中「第十七条」を「第二十八条」に改め、同号ロ中「第二十四条」を「第三十五条」に改め、 「第六十九条」に改め、同号ヌを同号トとし、同表住宅課長の専決事項の項第九号を次のように改め 別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項第七号中「(平成十三年法律第二十六号)」を削り、

号外第93号	平成23年10月19日	水曜日 宮	城	県	公		報											(2)
					第一	ت												
					第一号の改正規定は、同月十九日から施行する。	この訓令は、	附	ネ	ツ	ソ	レ	夕	日紋	カ ℷ	ワ	ヲ	ル	ヌ
					足規		則	提 人	『可事	『可事	『可事	『可事	彩身賃	居者	事に	定登	録事	定登
					定は、	平成		に対す	業者の	業者が	業者に	業者の	貸事業	に対す	よる愛	録機問	務規	録機問
					同月	士		る援	地位	からの	対す	事業	素者の	っる 援	録事	対対	を認	りの指
					十九日	年十日		助 (第	の承継	報告の	る助言	の変	事業の	助 (第	務の宝	する。	可及び	定及び
					」から	<u>二</u> 十		賃借人に対する援助(第七十二条)	総の承	徴収	及び	天の認	認可	入居者に対する援助 (第四十三条)	施及	指定登録機関に対する報告の徴収、	しその	その
					施行す	日から		二条)	認(筆	第六	指導(可()	第五	三条)	びその	徴収、	変更の	変更の
					వ ్త	平成二十三年十月二十日から施行する。			認可事業者の地位の承継の承認(第六十七条)	認可事業者からの報告の徴収(第六十六条)	認可事業者に対する助言及び指導(第六十五条)	認可事業者の事業の変更の認可(第五十六条)	終身賃貸事業者の事業の認可(第五十四条)		知事による登録事務の実施及びその公示 (第三十九条)	立入	認可	指定登録機関の指定及びその変更の公示 (第三十一条)
						する。			七条)	条)	十五条	六条)			(第 =	検査及	並びに	(第 三
						ただし、					٣				十九	び質	その	+ - -
						し、別									杀	問 (筆	変更の	杀)
						表第										立入検査及び質問 (第三十六条)	登録事務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令 (第三十三条)	
						市町										八条)	第三	
						村課											十三	
						長の専											金	
						別表第一市町村課長の専決事項の項												
						頃の項												